

週休2日工事要領の取扱いについて(土木編) 対比表 (令和7年4月単価から適用)																																																							
改定前		改定後		備考																																																			
週休2日工事要領の取扱いについて(土木編) (略)		週休2日工事要領の取扱いについて(土木編) (略)																																																					
7) 複合工事の補正方法について(要領第5条) (経費の補正) ・主たる工事が営繕工事で従たる工事が土木工事の場合において、従たる土木工事の補正係数は、 <u>現行の「週休2日工事要領(営繕工事) 令和6年2月20日改正」</u> を適用する。		7) 複合工事の補正方法について(要領第5条) (経費の補正) ・主たる工事が営繕工事で従たる工事が土木工事の場合において、従たる土木工事の補正係数は、 <u>本要領の別紙-1</u> を適用する。		変更 (週休2日工事要領(営繕工事)の改正による)																																																			
附 則 1 この取扱いは、令和2年6月30日から適用する。 2 この取扱いは、令和4年8月 1日以降にしゅん功する工事から適用する。 3 この取扱いは、令和5年1 1月単価を使用する工事から適用する。 4 この取扱いは、令和6年1 1月単価を使用する工事から適用する。		附 則 1 この取扱いは、令和2年6月30日から適用する。 2 この取扱いは、令和4年8月 1日以降にしゅん功する工事から適用する。 3 この取扱いは、令和5年1 1月単価を使用する工事から適用する。 4 この取扱いは、令和6年1 1月単価を使用する工事から適用する。 5 この取扱いは、令和7年4月単価を使用する工事から適用する。		追加																																																			
＜参考 週休2日工事要領(営繕工事) 令和6年2月20日改正 より抜粋＞ 別紙-2 〔土木電気通信編工事、土木機械編工事、従たる土木工事等〕 1 補正係数等 週休2日を実施する工事については、対象期間における現場閉所(現場休息)の状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。 現場閉所(現場休息)の状況ごとの各経費補正率は以下のとおり ＜現場の閉所状況＞ ①4週8休以上 現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日／28日)以上の場合 ②4週7休以上4週8休未満 現場閉所(現場休息)率が25.0%(7日／28日)以上28.5%(8日／28日)未満の場合 ③4週6休以上4週7休未満 現場閉所(現場休息)率が21.4%(6日／28日)以上25.0%(7日／28日)未満の場合 ＜補正係数＞ <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">現場閉所(現場休息)の状況</th></tr><tr><th>4週6休以上 4週7休未満</th><th>4週7休以上 4週8休未満</th><th>4週8休以上</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1. 0 1</td><td>1. 0 3</td><td>1. 0 5</td></tr><tr><td>機械経費(賃料)</td><td>1. 0 1</td><td>1. 0 3</td><td>1. 0 4</td></tr><tr><td>共通仮設費率</td><td>1. 0 2</td><td>1. 0 3</td><td>1. 0 4</td></tr><tr><td>現場管理費率</td><td>1. 0 3</td><td>1. 0 4</td><td>1. 0 6</td></tr></table> ＜市場単価 補正係数＞ 下記市場単価補正係数一覧による。 2 補正方法 発注者指定型 (1) 当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所(現場休息)の達成状況の結果、4週8休に満たない場合はその達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について減額の設計変更を行う。			現場閉所(現場休息)の状況			4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	労務費	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5	機械経費(賃料)	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 4	共通仮設費率	1. 0 2	1. 0 3	1. 0 4	現場管理費率	1. 0 3	1. 0 4	1. 0 6	＜参考 本要領(週休2日工事要領(土木工事)より抜粋＞ 別紙-1 週休2日工事の経費の補正について 〔土木工事〕 1 補正係数 週休2日を実施する工事については、以下の補正係数を各経費に乗じるものとする。 ＜現場の閉所状況＞ 4週8休以上 ・現場閉所率が28.5%(8日／28日)以上の場合 ・交替制の場合は、休日率が28.5%(8日／28日)以上の場合 ＜補正係数＞ <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">【現場閉所】</th><th colspan="2">【交替制】</th></tr><tr><th>通期の 4週8休以上</th><th>月単位の 4週8休以上</th><th>通期の 4週8休以上</th><th>月単位の 4週8休以上</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1. 0 2</td><td>1. 0 4</td><td>1. 0 2</td><td>1. 0 4</td></tr><tr><td>機械経費(賃料)</td><td>1. 0 2</td><td>1. 0 2</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>共通仮設費率</td><td>1. 0 2</td><td>1. 0 3</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>現場管理費率</td><td>1. 0 3</td><td>1. 0 5</td><td>1. 0 1</td><td>1. 0 3</td></tr></table> ＜市場単価等 補正係数＞ 下記市場単価及び土木工事標準単価の補正係数一覧による。 2 補正方法 (1) 現場閉所 上記の補正係数を労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる。なお、市場単価等についても補正係数を乗じるが、その他労務費分や機械経費(賃料)分が明らかになっていない単価等については、補正の対象としない。 (2) 交替制 上記補正係数を労務費、現場管理費率に乗じる。なお、労務費分が明らかになっていない単価等については、補正の対象としない。			【現場閉所】		【交替制】		通期の 4週8休以上	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上	月単位の 4週8休以上	労務費	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4	機械経費(賃料)	1. 0 2	1. 0 2	—	—	共通仮設費率	1. 0 2	1. 0 3	—	—	現場管理費率	1. 0 3	1. 0 5	1. 0 1	1. 0 3
	現場閉所(現場休息)の状況																																																						
	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上																																																				
労務費	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5																																																				
機械経費(賃料)	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 4																																																				
共通仮設費率	1. 0 2	1. 0 3	1. 0 4																																																				
現場管理費率	1. 0 3	1. 0 4	1. 0 6																																																				
	【現場閉所】		【交替制】																																																				
	通期の 4週8休以上	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上	月単位の 4週8休以上																																																			
労務費	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 4																																																			
機械経費(賃料)	1. 0 2	1. 0 2	—	—																																																			
共通仮設費率	1. 0 2	1. 0 3	—	—																																																			
現場管理費率	1. 0 3	1. 0 5	1. 0 1	1. 0 3																																																			